

小 郡 市 体 育 協 会 規 約

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、小郡市体育協会と称する。

(組 織)

第2条 この会は、市内の体育団体をもって組織する。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会は、スポーツを通して技術の向上及び体力の増進、並びに市民の融和を図り、社会体育の健全な普及・発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するためつぎの事業を行う。

- (1) スポーツ思想の啓蒙普及
- (2) スポーツ行事の実施・指導・協力
- (3) 他地区団体との連絡・提携
- (4) スポーツに関する功労者並びに優秀な成績をあげた個人および団体の表彰を行うこと
- (5) その他目的達成に必要な事項

第 3 章 加盟・脱退

(加盟・脱退)

第5条 この会の加盟・脱退については、次の通りとする。

- (1) この会に加盟しようとする団体は、理事会で決定し、総会で報告する。
 - (2) 加盟団体がこの会を脱退しようとする時は、その理由を付し、脱退届を会長に提出するものとする。
 - (3) この会は、加盟団体としてふさわしくない行為があった時は、理事会及び総会の決議に基づき、これを脱退させることができる。
 - (4) 前3号に規定するもののほか、体育協会加盟に関する必要な事項は総会の議決をへて、別に定める加盟団体規程によるものとする。
- 2 加盟団体の実施する事業中における事故等は、各加盟団体の責任とし、本会は一切の責任を負わないものとする。

(平22規約・一部改正)

第 4 章 役 員

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 1 名 |
| (3) 理 事 長 | 1 名 |
| (4) 副理事長 | 2 名 |
| (5) 理 事 | 若干名 |
| (6) 評 議 員 | 若干名 |
| (7) 監 事 | 2 名 |

(平12規約・一部改正)

(平17規約・一部改正)

(名誉会長及び顧問)

第7条 この会に名誉会長及び顧問をおくことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会で推薦し会長がこれを委嘱する。

(役員を選任)

第8条 この会の役員は、次の各号により選出する。

(1) 会長、副会長は理事会で推薦し、評議員会で承認を受ける。

(2) 理事長・副理事長は、理事の互選によって選出する。

(3) 理事及び監事は、競技団体及び関係各層をもってあてる。

(4) 評議員は加盟競技団体からの代表2名をもってあてる。

(平12規約・一部改正)

(役員の仕事)

第9条 この会の役員は次の仕事を行う。

(1) 会長は、会務を統轄し、本会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 理事長は、理事会を主宰する。

(4) 副理事長は、理事長を補佐する。

(5) 理事は、本会の運営に参加するとともに、評議員会で決定した事項の執行にあたる。

(6) 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

(平12規約・一部改正)

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

(会 議)

第11条 この会に次の会議をもつ。

(1) 評議員会(総会)

(2) 理事会

(評議員会)

第12条 評議員会(総会)はこの会の議決機関とし、年1回会長が召集する。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に召集することができる。

(理事会)

第13条 理事会は、会長・副会長・理事・事務局をもって構成し、必要に応じて開催する。

(平26規約・一部改正)

(所掌事務)

第14条 評議員会(総会)は、次の事務を所掌する。

(1) 規約の改廃

(2) 役員承認

(3) 予算・決算承認

(4) 事業計画承認

(5) その他、本会の目的達成に必要な事業承認

2 理事会は、次の事務を所掌する。

(1) 各種原案の企画及び作成

- (2) 評議員会（総会）の決定事項及び委任事項の執行処理
 - (3) その他目的達成に必要なこと。
- （会議の成立）

第15条 この会の会議は、2分の1以上の出席者によって成立し、出席者の過半数をもって決定する。

第 6 章 会 計

（会計年度）

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

（経費）

第17条 この会の運営に必要な経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 負担金
- (2) 市補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他

第 7 章 事 務 局

（事務局）

第18条 この会の事務局を、小郡市教育委員会スポーツ振興課におき、事務局長1名、事務局次長1名、庶務会計2名をおき、会長が委嘱する。

- (1) 事務局長は、この会に関する事務を統轄する。
- (2) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (3) 庶務会計は、事務局長の命をうけ事務を処理する。

（平21規約・一部改正）

（平24規約・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規約は、昭和58年7月3日から施行する。

（規約の廃止）

2 小郡市体育協会規約（昭和43年10月27日）は、廃止する。

附 則

この規約は、昭和62年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年6月29日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成12年5月30日規約）

この規約は、平成12年5月30日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成17年5月28日規約）

この規約は、平成17年5月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成21年5月30日規約）

この規約は、平成21年5月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年5月29日規約）

この規約は、平成22年5月29日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月26日規約）

この規約は、平成24年5月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月26日規約）

（施行期日）

この規約は、平成26年5月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

◎体育協会加盟団体

野球協会・卓球連盟・テニス協会・ソフトテニス連盟・柔道協会・剣道連盟・
バドミントン連盟・ソフトボール連盟・空手連盟・合気道協会・水泳協会・陸上協会・
弓道連盟・バレーボール協会・バスケットボール協会・サッカー協会・グラウンドゴルフ
協会・ターゲットバードゴルフ協会